

【第1章 総則】

第一条（目的）

当クラブは、サッカーを通じて会員の心身が、健全にかつ人間性豊かに成長する事を目的とする。

又、ジュニア世代に適合したトレーニングを行ない 次世代へのステップアップの為の育成強化を図る事とする。

第二条（遵守事項）

当クラブは、入部した全ての会員及び役員 監督 コーチ 保護者 その他の関係者が、本規約並びに日本サッカー協会の諸規定を遵守する義務を負う。

【第2章 組織】

第一条（役員）

当クラブは、 代表者 1名 その他必要に応じて その他役員等を置く

第二条（任期）

役員任期は、原則として2年とし 再任を妨げない。

第三条（役員解任）

役員は、下記の各号に該当する場合は、その職を解任される

- ① 心身の故障の為 その職務を履行できないと認められるとき
- ② クラブ運営上 義務違反 その他当クラブに相応しくないと認められた場合
- ③ その他

【第3章 運営】

第一条（運営）

当クラブは、その運営は、ボランティアによる活動で 指導者を中心として保護者 役員自発的な協力で運営する

第二条（指導者）

当クラブの指導者は、その人間性 指導力 情熱等を持ち 会員の育成始動を行える者がその指導を行う。

原則として日本サッカー協会公認指導員の資格を有する者とする。

第三条（役員 指導者会）

当クラブは、役員指導者の交流 意見交換 情報の交換 指導の一貫性を図るため 月1回その会合を持つ

第四条（運営資金）

当クラブは、その運営資金は、会員の活動会費で行ない 各役員指導者の報酬は、原則としてボランティア活動とする。但しその活動については、できるだけクラブとして協力を惜しまない。

【第4章 会員】

第一条（会員資格）

会員は幼児 小学生 中学生（U-15）とし 規定の入部申込書に必要事項を記入し 正式手続きの終了をもって その会員資格を有する。

第二条（会員行動規範）

会員は、下記の各号を守り チームの一員としてその行動に責任を持つこととする。

- ① 挨拶の励行
- ② ルールを守り友情を深めること
- ③ 目標を持ち チャレンジする事
- ④ 学業とサッカー活動の両立を目指す事
- ⑤ 社会的ルールの順守（特に喫煙 飲酒 暴力行為は、会員資格を失います）

【第5章 会費等】

第一条（会費等）

クラブの活動費は、入部確認書による。但し 状況に応じてその金額は、変更できるものとする。

【第6章 責任】

第一条（責任）

当クラブは、会員 指導者の活動中及び行き帰りでの事故 トラブルにつきましては、一切の責任を負わないものとする。 但しスポーツ保健の範囲内にて 誠意を持って対応するものとする。

【第7章 マネージメント】

第一条（育成と強化）

発育段階を考慮した基本的技術 戦術（個人 グループ）再確認 基礎体力の基盤づくり
今まで身に付けた技術を寄り実践的に 又 栄養管理について適切なアドバイスをおくる。

【第8章 事務所等】

事務所は、以下のところへ置き 全ての連絡事務の取り扱いを行う。

東京都葛飾区白鳥 1-11-18 1501

大 野 哲 夫

【第9章 附則】

第1条（小中一貫指導）

当クラブは、将来ジュニアチームの清和イレブン SC とその活動を共にし 小中一貫的指導を行うものとする。
当規約は、その時点でそれに適合させる為 修正する事とする。

第2条（その他）

当規約に規定していない事柄 項目については、その都度 考慮裁定するものとする。